

エルピオでんきに関する重要なことが記載されています
以下の内容を十分にお読み下さい。

■ 販売商品

下記の契約種別に基づくエルピオでんき（以下「本サービス」といいます）をお客さま宅（以下「本物件」といいます）に提供いたします。

■ 申込方法

株式会社エルピオのホームページのお申し込みフォームよりお申し込みいただけます。

■ 申込時のご注意

本サービスへの切替申込と同時にご契約アンペアを変更することはできません。
また、お引越し先でのご利用の場合、契約アンペアはお引越し先で設定されているアンペアでのご契約となります。

■ 提供開始時期

本サービスの提供は、お客様から提出された申込書を基に弊社が現在契約されている電力会社へ廃止届を提出し、同社の受理後の電力切替（スイッチング）実施後に開始いたします。本サービスの提供を開始した日については後日弊社より、お申込時にお預かりしたアドレス宛に、電子メールにてお客様に通知します。

■ 本サービスの契約期間

本サービスが提供開始される月を含む別紙（エルピオでんき約款）に定める期間。

■ 提供価額

月額利用料金は下記の別表1に定めます。

■ 支払方法および支払時期

本サービスの提供価額は、電気切替日の翌月の検針後から当社指定のお客さまのお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段）にてお支払いいただきます。ただし口座振替の場合で対象となる銀行からの引き落とし承認の確認が取れるまで、支払いはコンビニからの支払いとなります。

尚、中国電力株式会社の検針スケジュールやその他の都合により 2 カ月分の電気料金が、まとめて請求されることがあります。

■ お申込撤回時のご注意

お申し込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申し込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、当社への切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。

■ 支払い遅延による延滞利息

電気料金のお支払期日を過ぎてなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間の日数に応じて延滞利息（10.0%/年）が発生します。

■ 供給電力

本サービスの標準電圧は 100 ボルト、および 200 ボルト、電源周波数 60 ヘルツで提供します。（高圧のお客様の標準電圧は 6,000 ボルト、60 ヘルツ）

■ 検針方法

中国電力株式会社によりエリア毎に定められた日に毎月検針がおこなわれます。エルピオでんきのお客様の利用料金はそこで検針された利用量を基に計算されます。

■ 申込内容の変更

申込内容の変更（アンペア等の容量変更、契約名義変更・料金プラン変更）については、本サービス変更届書を弊社にご提出することでおこなえます。

■ お客様からのご契約廃止

お客さまのお引越等に伴いエルピオでんきの契約を廃止される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、エルピオホームページの解約フォームよりご連絡いただくことで、エルピオでんき契約を廃止することができます。（8 営業日後から受付）

8 営業日以内の廃止のお申し出の場合、エルピオお客さまセンターにご連絡いただくことで、エルピオでんき契約を廃止することができます。他の小売電気事業者への切替えに伴うエルピオでんきの廃止の場合には、当社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。

■ 制限事項

- ・本サービスをご利用中は他社と電力の供給契約はできません。
- ・本物件の設備構造などによりご利用いただけない契約種別がある場合があります。
- ・技術的または設備の起因により本サービスをご提供できない場合、本サービスをお申込いただくことができません。
- ・本サービスの名称については、本サービス提供時まで変更となる可能性がございます。
- ・ご利用料金未納に伴う強制解除など、弊社が行なう本サービスの解除が生じた後に、解除事由が解消し、再度本サービスのご利用を希望される場合には、新たに本サービスのご契約が必要となります。
- ・お客さまの申し出による解除の場合も上記と同様になります。
- ・本サービスは中国電力株式会社の電力線を利用するため、近隣の停電、計画停電、その他天災地変、保安点検の実施、故障時などやむをえない場合は本物件も停電いたします。
- ・本サービスの保守点検等により、中国電力株式会社、弊社または委託した第三者お客さまの敷地内に立ち入らせていただく場合がございます。その場合にはお客さまの求めに

応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

(別表1)

(1) 使った分だけプランS (30A、40A、50A、60A)

料金

毎月の料金は、基本料金、電力量料金および別表2(1)(再生可能エネルギー発電促進賦課金)の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2(2)(燃料費調整)を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、以下の半額といたします。

一律	0円
----	----

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	23.58円
------------	--------

③ 最低月額料金

①および②によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、以下の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	330円
--------	------

(2) 使った分だけプランL (7kVA～49kVA)

料金

毎月の料金は、基本料金、電力量料金および別表2(1)(再生可能エネルギー発電促進賦課金)の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2(2)(燃料費調整)を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	0円
-------------------	----

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25.46 円
-------------	---------

③ 最低月額料金

①および②によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、以下の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	165 円
---------------------	-------

(3) プレミアムプラン A (350、450、550)

料金

毎月の料金は、基本料金、電力量料金および別表2(1)（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2(2)（燃料費調整）を加えたものといたします。

① 基本料金

基本料金は、1月につき以下のとおりといたします。

一律	0 円
----	-----

② 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

なお、まったく電気を使用しない場合は定額料金のみといたします。

プレミアム A 350	最初の 350 キロワット時まで 定額	7,843 円
	350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.55 円
プレミアム A 450	最初の 450 キロワット時まで 定額	10,083 円
	450 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.55 円
プレミアム A 550	最初の 550 キロワット時まで 定額	12,324 円
	550 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.55 円

(4) 市場連動 S (只今、新規でお申込を受付けておりません)

料金

電気料金は、電力送電費用、電力仕入費用、取引手数料、別表2(1)（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の合計といたします。本プランには燃料費調整額は付加されません。

① 電力送電費用（託送料金相当額）

電力送電費用は、基本料金と従量料金から成ります。基本料金は、お客さまのエリアの当該一般送配電事業者の接続送電サービスの基本料金と同額を基本として計算します。従量料金は、お客さまのエリアの一般送配電事業者の接続送電サービスの

従量料金の1キロワット時当たりの単価で計算します。

電力送電費用（基本料金）

6キロボルトアンペア以下 一律	104.5円
-----------------	--------

電力送電費用（従量料金）

電力使用量1キロワット時ごとに	8.78円
-----------------	-------

② 電力仕入費用

お客様の30分毎の使用電力量を損失率（7.6%）で修正した値に、中国電力エリアの30分の日本卸電力取引所（JEPX）のスポット価格を乗じた金額といたします。

③ 取引手数料

その1月の使用電力量にエリア別取引手数料単価を乗じた金額といたします

電力使用量1キロワット時ごとに	3.5円
-----------------	------

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

別表2（1）を参照

（5）市場連動L（7kVA～49kVA）

料金

電気料金は、電力送電費用、電力仕入費用、取引手数料、別表2(1)（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の合計といたします。本プランには燃料費調整額は付加されません。

① 電力送電費用（託送料金相当額）

電力送電費用は、基本料金と従量料金から成ります。基本料金は、お客様のエリアの当該一般送配電事業者の接続送電サービスの基本料金と同額を基本として計算します。従量料金は、お客様のエリアの一般送配電事業者の接続送電サービスの従量料金の1キロワット時当たりの単価で計算します。

電力送電費用（基本料金）

6キロボルトアンペアまで 一律	104.5円
-----------------	--------

6キロボルトアンペアをこえる1キロボルトアンペアにつき	33.0円
-----------------------------	-------

電力送電費用（従量料金）

電力使用量1キロワット時ごとに	8.78円
-----------------	-------

② 電力仕入費用

お客様の30分毎の使用電力量を損失率（7.6%）で修正した値に、中国電力エリアの30分の日本卸電力取引所（JEPX）のスポット価格を乗じた金額といたします。

③ 取引手数料

その1月の使用電力量にエリア別取引手数料単価を乗じた金額といたします

電力使用量1キロワット時ごとに	3.5円
-----------------	------

- ④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金
別表2（1）を参照

（別表2）

(1) 再生エネルギー発電促進賦課金

エルピオのホームページ（エルピオからのお知らせ欄）で毎年の値を公開しております。

https://lpio.jp/lpo/news_list/

(2) 燃料費調整

エルピオのホームページ（エルピオからのお知らせ欄）で毎月の値を公開しております。

https://lpio.jp/lpo/news_list/

■ 契約の解除に関する事項【特商法4条6号、同規則3条8号】
【クーリング・オフについて】 【特商法4条5号、同規則6条】

1. 本書面を受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただければ、本サービスの提供契約を解除することができます。
2. 1にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたとき（郵便消印日付など）に効力が生じます。
4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、
 - ①既に本サービス提供のため、弊社が工事の準備を開始している等にて原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は弊社が負担いたします。
 - ②弊社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。